

■児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給する制度です。離婚などによりひとり親の家庭や、父親または母親が重度障がい者の家庭などで児童を養育している人に、その児童が18歳に達する年度末まで支給されます(障がいのある児童は20歳に達する月まで)。

手当月額は前年の所得額に応じて決定されます。前年の所得額が一定額を超えるときは支給されません。

令和元年度の手当月額は、児童1人の場合最大月額42,910円、2人の場合は児童1人の金額に最大月額10,140円を加算した額、3人からは児童2人の金額に1人につき最大月額6,080円を加算した額です。

■母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と経済的な援助のために、各種の資金を無利子または低利で貸し付ける制度があります。

■母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業

母子家庭の母や父子家庭の父が、就業に向けた資格(看護師、介護福祉士など)取得のために養成機関において1年以上修業した場合に給付金を支給します。

最大4年間、月額70,500円(市民税非課税世帯は100,000円)を支給します。※他の制度で同様の給付を受けることができない場合に限る

■母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母や父子家庭の父が、就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合、講座修了後にその受講料の一部を支給します。※必ず受講前にご相談ください

ひとり親家庭が安心して子育てできるよう各種支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

本庁子ども・家庭課家庭福祉係(☎34-1585)

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

♣毎月1回イベントを実施しています。保健師などによる育児の参考になるお話や、季節のイベント、手作り制作などさまざまな内容で企画しています。事前の申し込みは必要ありませんので、お気軽にご参加ください。(メイプル地階)



① だるまさんの絵本、みんなで集中して聞いています



② みんな大好き「魚釣り」、たくさん釣れたよ!

エンゼルプラザみずさわ子育て支援センター
(市子育て総合支援センター ☎24-6405)

♣大人気の季節の親子制作では、ひな祭りに向けて親子でおひなさま作りをしました。親子で協力して可愛らしく作れました。



←おうしゅう子育てガイド
医療機関、おでかけマップなど、子育てに役立つ情報を掲載しています

広告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～

第24回 地域医療を守る 一賢い患者になるためにー / 奥州保健所

昨年末に中国で発生し、世界中へ広がっている新型コロナウイルス感染症は、感染率は高いのですが致死率は低く、インフルエンザと同様の手洗い・咳エチケット対策をしっかりと実施すれば一般の健康な人への被害は少ないものであることが分かってきています。しかし、高齢者や持病のある人などは重症化することが危惧されています。「弱者を守る」これが医療の本質です。感染症を含め多くの疾患は自然治癒力により軽快しますが、体力・免疫の落ちている人にとっては重大な結果を招きます。

医療資源には限りがあります。風邪などの軽症者が基幹病院に殺到し地域医療が崩壊! という事態にならないよう、本当に必要な人が病院や救急車を

利用できるように、慌てて受診することなく皆さんで地域医療を守っていきましょう。

2月17日、新型コロナウイルスについて厚生労働省から次の症状がある人は相談するよう指針が出されました。

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(高齢者や合併症があれば2日以上)

②強いだるさや息苦しさがある

不安な場合は遠慮なく保健所にご相談ください。InstagramやTwitterでも新しい有用な情報を発信しています。

奥州保健所(☎22-2831)



■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室(☎34-2906) ■高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター(☎34-2199)

はい、こちら

総合相談室

(☎34-2915、FAX 24-1991)

消費生活相談		前沢総合支所 市民福祉グループ	毎週	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週	※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	9:00～15:45	衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週	

賃貸住宅の原状回復費用の負担をめぐるトラブル



Q. 息子が4年間入居した賃貸アパートを先月退去しました。敷金9万円を預けていたのですが、後日、原状回復費用として13万円かかり、敷金を差し引いた4万円の請求書が届きました。息子は傷をつけたり壊したりしていませんと言っていますが、払わないといけないのでしょうか。

A. 賃貸住宅を退去する際には、借主は借りている部屋を「原状回復」して明け渡す義務を負っています。この原状回復とは入居時の状態に戻すという意味ではありません。家具の設置跡などの通常損耗や畳、クロスなど月日が経ち自然に変色した部

分の補修費用は貸主負担となります。喫煙による汚れ、子どもの落書きなど借主の不注意により生じた損耗は借主の負担になります。請求書の内容をよく確認し、納得のいかない点があれば貸主にその旨を伝え説明をしてもらいましょう。国土交通省の定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」は賃借人の原状回復の考え方を示しています。

退去時のトラブルを防ぐためには、入居前に部屋に汚れや傷がないか記録しておくことが大切です。貸主との話し合いで解決できない場合は、市役所で行っている無料法律相談をご利用ください。



広告